



長運整第 38 号の 3  
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「指定自動車整備事業指定基準」(平成 14 年 8 月 27 日付け達  
第 41 号)の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日付け北信技整第  
195 号の 2)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第195号の2  
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「指定自動車整備事業指定基準」(平成14年8月27日付け  
達第41号)の一部改正について

「指定自動車整備事業指定基準」(平成14年8月27日付け達第41号)の一  
部を別紙のとおり改正したので、了知するとともに関係者に周知されたい。

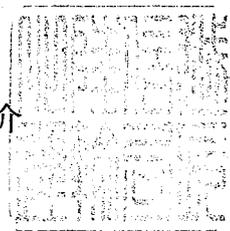


達第14号

指定自動車整備事業指定基準（平成14年8月27日付け達第41号）の一部を改正する達を次のとおり定める。

令和2年3月30日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介



指定自動車整備事業指定基準の一部を改正する達

「指定自動車整備事業指定基準」を別添新旧対照表のとおり改める。

「指定自動車整備事業指定基準」の一部改正（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

新	旧
指 定 自 動 車 整 備 事 業 指 定 基 準	指 定 自 動 車 整 備 事 業 指 定 基 準
達 第 41号 平成14年 8月27日	達 第 41号 平成14年 8月27日
改正 達 第 8号 平成15年12月26日	改正 達 第 8号 平成15年12月26日
改正 達 第 5号 平成16年10月28日	改正 達 第 5号 平成16年10月28日
改正 達 第 19号 平成19年 3月30日	改正 達 第 19号 平成19年 3月30日
改正 達 第 14号 平成19年 8月 8日	改正 達 第 14号 平成19年 8月 8日
改正 達 第 3号 平成20年 5月19日	改正 達 第 3号 平成20年 5月19日
改正 達 第 5号 平成20年 7月17日	改正 達 第 5号 平成20年 7月17日
改正 達 第 2号 平成22年 2月12日	改正 達 第 2号 平成22年 2月12日
改正 達 第 1号 平成26年 7月29日	改正 達 第 1号 平成26年 7月29日
改正 達 第 11号 平成29年3月30日	改正 達 第 11号 平成29年3月30日
改正 達 第 7号 平成31年 3月13日	改正 達 第 7号 平成31年 3月13日
<u>改正 達 第14号</u> <u>令和 2年 3月30日</u>	

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 法第94条の2に基づく設備、技術及び管理組織に関する審査事項は、別表第1によるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 法第48条第1項の点検に付随して行われるすべての整備作業（<u>道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)</u>第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行なう整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）が実施でき、かつ、検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合において、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態における人員と施設の関連に十分留意すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第4条 申請者、事業場及び対象自動車の種類の指定に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、自動車<u>特定</u>整備事業の認証を受けている事項と同一であること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車<u>特定</u>整備事業場が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であること。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第8条 指定自動車整備事業の要員に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 工員は、常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 法第94条の2に基づく設備、技術及び管理組織に関する審査事項は、別表第1によるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 法第48条第1項の点検に付随して行われるすべての整備作業（原動機を解体して行なう整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）が実施でき、かつ、検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合において、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態における人員と施設の関連に十分留意すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第4条 申請者、事業場及び対象自動車の種類の指定に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、自動車<u>分解</u>整備事業の認証を受けている事項と同一であること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車<u>分解</u>整備事業場が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であること。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第8条 指定自動車整備事業の要員に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 工員は、常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まないこと。</p>

新	旧
<p>資材係は含まないこと。</p> <p>なお、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができる。</p> <p>ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第9条</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備(エーミング作業に限る。)を完成検査場で行うことは差し支えない。</p> <p>また、(1)④のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うこととしても差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 共用設備を使用して指定規則第8条の規定に基づく検査を行う場合の実施方法等に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 共用設備を使用する指定自動車整備事業者(以下「特定指定自動車整備事業者」という。)における検査の実施方法は、次によること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、別表第2の左欄の(1)から(II)までに掲げる事項について、また、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(II)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る検査機器によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>なお、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができる。</p> <p>ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第9条</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を完成検査場で行うことは差し支えない。</p> <p>また、(1)④のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うこととしても差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 共用設備を使用して指定規則第8条の規定に基づく検査を行う場合の実施方法等に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 共用設備を使用する指定自動車整備事業者(以下「特定指定自動車整備事業者」という。)における検査の実施方法は、次によること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、別表第2の左欄の(1)から(II)までに掲げる事項について、また、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(II)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る検査機器によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>③～⑤ (略)</p>

新	旧
<p>(2) 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼務することとなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の法第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのち、共用設備を使用して当該兼任に係る自動車検査員が、指定規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 自動車検査に係る整備及び作業精度に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 自動車検査の実績における月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として次表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。</p> <p>なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者(当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。)が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる他の指定自動車整備事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表に規定する月平均の持込台数を、当該台数の2/3以上の台数により読み替えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第14条</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者</u>に整備作業の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵</p>	<p>(2) 全部共用の特定指定自動車整備事業者であって、他の事業場の自動車検査員が兼務することとなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の法第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのち、共用設備を使用して当該兼任に係る自動車検査員が、指定規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 自動車検査に係る整備及び作業精度に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 自動車検査の実績における月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として次表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。</p> <p>なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者(当該事業者が事業者又は役員になっている自動車分解整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。)が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であって、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる他の指定自動車整備事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表に規定する月平均の持込台数を、当該台数の2/3以上の台数により読み替えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第14条</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>守すること。また、この場合において法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。</u></p> <p><u>① 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備内容を把握すること。</u></p> <p><u>② ①で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと。</u></p> <p><u>③ ②の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを当該書面及び現車を用いて確認するとともに、②の整備の適切性等を確認すること。</u></p> <p><u>④ ③の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること。</u></p> <p>第15条～第23条 (略)</p> <p>第24条 関係法令の遵守等に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 諸届出、諸手続の励行、<u>特定整備記録簿（点検整備記録簿）</u>の記載及び保管状況が良好であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この達は令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号、以下「改正省令」という。）附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業者の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。</u></p> <p><u>一 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと</u></p>	<p>第15条～第23条 (略)</p> <p>第24条 関係法令の遵守等に関する基準は、次によるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 諸届出、諸手続の励行、<u>分解整備記録簿（点検整備記録簿）</u>の記載及び保管状況が良好であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

新	旧
<p><u>二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること</u></p> <p><u>3. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p><u>4. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>